

令和3年度加古川市交通安全対策会議（書面開催）説明資料

令和3年9月29日（水）に開催を予定しておりました会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、書面による会議へと変更させていただきました。本説明資料を参考に意見書によりご意見をいただければと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1. 計画の位置づけ

本年3月、国の中央交通安全対策会議において、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5カ年とする「第11次交通安全基本計画」が策定されました。また、本年7月には、兵庫県交通安全対策会議において「第11次兵庫県交通安全計画」が策定されました。これを受け、交通安全対策基本法第26条に基づき、「第11次加古川市交通安全計画」を策定しようとするものです。その中で、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちを目指して、加古川市が取り組むべき施策を定める予定としています。

2. 第11次加古川市交通安全計画（案）で新たに追加となった項目について

計画の基本理念

「交通事故のない社会を目指して」「人優先の交通安全思想」「高齢化が進展しても誰もが安全に移動できる社会の構築」の3つとなっております。

前回計画(第10次)との違いは「先端技術の積極的活用」が削除され、「高齢化が進展しても誰もが安全に移動できる社会の構築」を追加していることです。

基本的な考え方

「高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者の安全確保」「歩行者の安全確保」「自転車の安全利用の促進」「地域の実情を踏まえた施策の推進」「役割分担と連携強化」「交通事故被害者等の参画と協働」「新型コロナウイルス感染症の影響の注視」の7つとなっております。

前回計画との違いは「新型コロナウイルス感染症の影響の注視」を追加しているところです。

交通安全計画における目標数値

先端技術や救急医療の発展等により、交通事故の被害が軽減し、従来であれば死亡事故に至るような場合であっても、重傷にとどまることも少なくありません。このため、日常生活に影響の残るような重傷事故にも、更に着目していくため、本計画から重傷者数を目標値として設定しています。

	指標	第 10 次計画 (H28～R2)		第 11 次計画
		目標	実績 (R2)	目標 (R7)
道路	死者数	0 人	5 人	0 人
	重傷者数	(目標設定なし)	33 人	26 人以下
	負傷者数	1,700 人以下	1,088 人	(目標設定なし)
鉄道	踏切事故件数	0 人	0 人	0 人

※ 重傷者数の目標 (R7) は、減少率を国・県と同程度として算出

	令和 2 年中の重傷者数	第 11 次計画の目標値	減少率
国	27,774 人	22,000 人以下	▲20.8%
県	1,224 人	1,000 人以下	▲18.3%
加古川市	33 人	26 人以下	▲21.2%

その他、本文中で新たに追加となった主な項目

① 横断歩行者の安全確保

- ・ 道路横断中の事故を防止するため、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図る。また、信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、横断歩道合図（アイズ）運動を推進し、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるとともに、歩行者に対しては、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す。あわせて、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。(P10)

② ヘルメットの全年齢層着用

- ・ 全ての年齢層へのヘルメット着用の推奨(P10、38)

③ ライフスタイルの変化に合わせた交通安全教育

- ・ 運転免許を取らない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない若者や成人が交通安全について、学ぶ機会を設けるよう努める(P33)
- ・ 受講者や地域の実情に応じて、教育の方法や教材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、常に効果的な交通安全教育ができるようにする。(P36)

- ・動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進する。(P36)

④ 迷惑運転等に対する対応

- ・妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育。運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。(P43)
- ・スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行う。(P46)

⑤ 改正道路交通法の円滑な施行

- ・75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入及び申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度の導入等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が令和4年6月までに施行されることから、改正法の適正かつ円滑な施行に向けた準備と施行後の適切な運用を推進する。(P44)

⑥ サポカー等の性能向上・普及促進等

- ・ペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車の性能向上・普及促進等の車両安全対策を推進する。(P52)
- ・交通事故の多くが運転者のミスに起因しているため、先進安全技術の活用に加え、自動運転の実用化は交通安全の飛躍的向上に資する可能性があると考えられる。一方で自動運転技術は開発途上の技術でもあることから、自動運転車の活用促進及び安全対策の両方を推進する。(P52)

<鉄道>

① 計画運休への取組

- ・鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される時は、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。また、情報提供を行う

に当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。(P72)

3. 第11次加古川市交通安全計画（素案）に対する修正について

今回送付しております「第11次加古川市交通安全計画（素案）」は、事前に委員の皆様並びに市関係課にご依頼し修正したのですが、再度それぞれの部署でご確認いただき、ご意見をいただきたいと存じます。

委員の皆様には、大変お忙しいこととは存じますが、10月8日(金)までにご意見等について事務局までご報告をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、書面で開催することにより、意見に対する委員の皆様の同意をその場で得られないため、事務局で計画案を修正し、内容によっては個別に委員の皆様へ確認させていただきます。

4. 今度の予定について

対策会議（書面開催）でいただきましたご意見につきましては、事務局で取りまとめ、修正案を作成いたします。その後、委員の皆様にご確認いただき、パブリックコメントに付したいと考えております。

なお、パブリックコメントは、11月頃を予定しており、広報かがわ11月号及び市ホームページに実施予告を掲載する予定です。

パブリックコメントの結果をまとめ計画案を作成したのち、2回目の対策会議を開催します。

2回目の対策会議では、パブリックコメントの結果報告及び最終計画案を提示させていただきます、審議を経て最終的な計画を策定する予定です。

日 程	内 容
令和3年9月29日～10月8日	第1回加古川市交通安全対策会議（書面開催）
令和3年10月	修正案の確認依頼
令和3年11月～12月頃	パブリックコメント実施
令和4年1月12日(水) 午後3時～	第2回加古川市交通安全対策会議 場所：市役所新館9階 191会議室
令和4年1月末	計画策定